



議案第七十九号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十一年六月廿六日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例

三朝町消防賞じゆつ金条例（昭和四十五年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二五〇万円以上一〇〇〇万円」を「三〇〇万円以上一三〇〇万円」に改め、同条第二号中「八五〇万円」を「一〇〇〇万円」に改める。

別表中備考欄以外の部分を次のように改める。



附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

障害の等級	功勞の程度による支給額
第一級	一、〇〇〇、〇〇〇円以下 三、〇〇〇、〇〇〇円以上
第二級	八、四〇〇、〇〇〇円以下 二、八〇〇、〇〇〇円以上
第三級	七、五〇〇、〇〇〇円以下 二、五〇〇、〇〇〇円以上
第四級	六、八〇〇、〇〇〇円以下 二、三〇〇、〇〇〇円以上
第五級	五、九〇〇、〇〇〇円以下 二、〇〇〇、〇〇〇円以上
第六級	五、二〇〇、〇〇〇円以下 一、七〇〇、〇〇〇円以上
第七級	四、四〇〇、〇〇〇円以下 一、五〇〇、〇〇〇円以上
第八級	三、八〇〇、〇〇〇円以下 一、三〇〇、〇〇〇円以上